

各種手当等の申請をお忘れなく！

市は、次に該当する人に対して、手当等を支給しています。受給には申請が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

■手当について

手 当 名	対 象	現在受給中の人の手続き
①児童手当	小学校修了前の児童の生活の面倒を見ている人	「現況届」を未提出の人は、早急に提出してください。提出されない場合、手当が支給されないことがありますのでご注意ください。
②児童扶養手当	母子家庭※1)であり、18歳未満の児童の生活の面倒を見ている人	8月31日(月)までに、「現況届」を提出してください。
③特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障害のある児童の生活の面倒を見ている人	9月10日(木)までに、「所得状況届」を提出してください。
④障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な児童	
⑤特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	

※1) 母子家庭 … 父母が婚姻を解消した、父が死亡した、父が重度の障害状態にある、父が行方不明、父が児童を1年以上遺棄している、母が婚姻によらないで懐胎した状態にある児童を養育している家庭。

※ただし、次の場合は手当を受けられません。

- ① …… 受給される人の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤ … 受給者、障害者(児)または扶養義務者の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤ … 対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など

■年金について

年 金 名	対 象	年金額(年額)
①心身障害児童年金	心身に障害がある20歳未満の児童で、下記に該当する児童。ただし、障害児福祉手当を受給中の人は対象となりません。 (1)身体障害者手帳1・2級、または知能指数がおおむね35以下の場合 (2)身体障害者手帳3級、または知能指数がおおむね36以上50以下の場合	(1)73,500円 (2)36,800円
②遺児年金	下記のいずれかに該当する児童で、15歳に達した年度末までの児童、およびその後も引き続き中学校に在学するもの。 (1)両親を亡くした児童 (2)両親の一方を亡くした児童	児童1人につき (1)36,800円 (2)24,300円

■問い合わせ・申請先 手当①～②と年金②については子ども課子ども支援係 (TEL)210288)、手当③～⑤と年金①については福祉課障害福祉係 (TEL)210284)、または各地域局地域振興課住民福祉係

子育て応援特別手当

今年度の経済危機対策として、「子育て応援特別手当」の支給が再度実施されることになりました。支給対象は、小学校就学前3年間に属する(平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた)子どもで、支給額は一人につき3万6000円です。なお、支給対象が前回の第2子以降から第1子にも拡大されます。

支給時期等の詳細は、国の方針が決定次第お知らせします。また、平成20年度の生活対策として、現在実施している「子育て応援特別手当」の申請期限は10月1日(木)です。またの人は、早めに申請してください。

対象となる子ども(平成14年4月2日～平成17年4月1日に生まれた第2子以降の子ども)と第1子(平成2年4月2日生まれ以降の子ども)が就学等の関係で別居している場合、同じ人に扶養されている場合は支給対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 子ども課子ども支援係 (TEL)210288)

住宅用太陽光発電システム設置を助成します

市は、地球環境の保全および環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、設置費用の一部を助成しています。

▷補助対象となる太陽光発電システムの主な要件

- 最大出力が10kW未満で、かつ設備価格が70万円(税抜)/kW以下であること
- 未使用のもの(中古品は対象外)
- 電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できるもの

▷補助金を受けることができる人

(1)次のいずれかに該当し、市税を完納している人

- ①自らが居住する市内の住宅に、対象システムを設置する場合
- ②対象システムが設置された市内の建売住宅を購入して、自らが居住する場合

(2)申請時に未着工(未購入)であり、交付決定通知後に着工(購入)する人

※このほかにも、交付要綱・要領に規定する要件をすべて満たす必要があります。

▷補助金額

太陽電池モジュール公称最大出力1kW当たり7万円(上限4kW 28万円)

▷申請期限

- 平成22年1月29日(金)までの開庁日の午前8時30分～午後5時15分に、市民環境課へ補助金交付申請書を提出してください。
- 郵送の場合は、平成22年1月29日(金)の消印までを有効とし、それ以降のものは受理しません。※申請書類は市民環境課に備えています。市ホームページからもダウンロードすることができます。

▷その他

- 平成21年7月7日以降に着工(購入)した人で、9月30日(木)までに申請される場合も対象となります。また、国・県の補助制度の助成を受ける場合でも補助対象となります。
- 申請期限までに、補助金の交付決定額が予算額に達した場合等はお断りすることもありますので、ご了承ください。※交付要綱等の詳細は、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 〒716-8501 [住所不要] 高梁市役所市民環境課環境係 (TEL)0259

女性のがん検診 対象者の無料検診を実施

市は、女性特有のがんの早期発見や検診の受診促進などを目的として、対象年齢者の子宮頸がんと乳がんの無料検診を行います。

対象となる人には、8月上旬に「受診通知」「検診手帳」「がん検診無料クーポン券」を送付しています。有効期限内に、市が行う集団検診をぜひ受診され、健康づくりに役立ててください。

検診日程は、「すこやか家族の健康カレンダー」でご確認ください。

なお、すでに今年度の検診を受診された人については、検診負担金の払い戻しを行います。健康づくり課、または各地域局へ無料クーポン券と負担金領収書、印鑑をご持参の上、手続きを行ってください。

対象者は、今年4月1日現在の満年齢が次に該当する人です。

▽子宮頸がん検診：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳
▽乳がん検診：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

■問い合わせ・手続き先
健康づくり課健康増進係 (TEL)0267、または各地域局地域振興課住民福祉係

